

平成21年第2回定例会（8月）

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 第1号

議事日程

平成21年8月7日（金曜日）午後2時開議 KKRホテル名古屋3階「芙蓉の間」

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案第10号 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第11号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第12号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第8 認定第1号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第2号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 一般質問
- 第11 請願第2号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書
- 第12 請願第3号 愛知県に健康診査事業への補助を要請することを求める請願書
- 第13 請願第4号 後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）の設置を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（34名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 諸 隈 修 身 | 2番 渡 辺 宣 之 |
| 3番 後 藤 正 夫 | 4番 鈴 木 喜 博 |
| 5番 伊 藤 伊 佐 夫 | 6番 太 田 考 則 |
| 7番 加 藤 錠 司 郎 | 8番 近 藤 秀 樹 |
| 9番 丹 羽 茂 雄 | 10番 山 本 芳 照 |
| 11番 吉 川 景 男 | 12番 堀 寄 純 一 |
| 13番 本 田 博 信 | 14番 竹 内 貞 和 |
| 15番 久 田 昭 一 | 16番 鈴 木 勝 彦 |
| 17番 坂 井 一 志 | 18番 鈴 木 三 津 男 |
| 19番 山 田 慶 勝 | 20番 太 田 博 康 |
| 21番 加 藤 芳 文 | 22番 兵 藤 祐 治 |
| 23番 野 中 泰 志 | 24番 伴 捷 文 |
| 25番 夏 目 忠 男 | 26番 鈴 木 義 彦 |

27番 岡本やすひろ
29番 水平かずえ
31番 ひざわ孝彦
33番 田口一登

28番 中里高之
30番 桜井治幸
32番 林孝則
34番 渡辺房一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

広域連合長	佐原光一
副広域連合長	江戸満
事務局長	羽谷篤
事務局次長	村井昭文
会計管理者	山田茂
総務課長	加藤日出次
管理課長	黒柳哲禎
給付課長	鈴木敏夫
庶務グループリーダー	牧之瀬篤史

職務のため出席した者

議会事務局長	加藤日出次
議会事務局書記	夏目守雄
議会事務局書記	岸田裕夫

午後2時00分 開会

○議長（諸隈修身） ただいまの出席議員数は34名であります。

議員定数34人中、半数以上の議員の皆様方が出席されており、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

18番、鈴木三津男議員及び19番、山田慶勝議員をお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（諸隈修身） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

議案説明のため、地方自治法第292条において準用する地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査及び定例監査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

（佐原広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（佐原光一） 広域連合長の佐原でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては、大変ご多用にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度に関連する国の動きといたしまして、7月15日、厚生労働

省において、第32回社会保障審議会医療保険部会が開催をされました。この委員会には、私どもの全国後期高齢者医療広域連合協議会の代表、会長の横尾俊彦佐賀県広域連合長、多久市長でございますが、委員として今回から出席したところでございますが、議題といたしまして、高齢者医療制度の見直しについてが取り上げられております。

部会では、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームで取りまとめられました高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方などを踏まえて、今後、社会保障審議会医療保険部会において、年末にかけて具体的な見直し議論が進められることとなりましたので、注視して参りたいと存じます。

また、私ども広域連合におきましても、お手元でございますようなパンフレット「わかりやすい！長寿医療制度」を配布するなど、広報を始めとした事務を着実にを行うことによりまして、制度の円滑な運営に引き続き努めて参りたいと考えております。

本日の定例会におきましては、「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を始めとする5議案のご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

○議長（諸隈修身） 日程第5、議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、広域連合羽谷事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。議案第10号という記載のページでございます。

この条例は、広域連合議会の議員及び監査委員等を始めといたします広域連合の非常勤職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する内容を定めたものでございますが、船員保険法の適用を受けます議員及び非常勤職員の公務災害につきましましては、従来、地方公務員災害補償法の適用から除外されておりました、船員保険法を優先して適用するというところでございまして、私どもの条例からも適用除外という形に現在なっております。

今般、船員保険法及び地方公務員災害補償法の一部が改正されまして、非常勤職員の船員保険の優先適用が平成22年1月1日付で廃止ということになりまして、その後、地方公務員災害補償法が適用されると、こういうふうに法律が改正されました。このため、その旨を条例で明記する必要が生じますことから、今般、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、条例の施行期日は平成22年1月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、

これより採決いたします。

議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(諸隈修身) 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」と日程第7、議案第12号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長(羽谷篤) 議長、事務局長。

○議長(諸隈修身) 羽谷事務局長。

○事務局長(羽谷篤) 議案第11号と議案第12号の2件につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第11号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」についてでございます。

議案書の5ページのほうをご覧くださいと思います。

第1条にございますように、補正額としては991万2,000円でございます。

議案書の16ページ、17ページをご覧くださいと思います。

歳出でございますが、第2款、総務費、第1項、総務管理費の第1目、一般管理費の委託料におきまして、電算システム維持管理費646万円を、また、第3款、民生費、第1項、社会福祉費の第1目、老人福祉費におきまして、給付管理費191万1,000円及び償還金、利子及び割引料154万1,000円、合計991万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正の内容でございます。申し訳ございません、議会参考資料の3ページをご覧くださいと思います。

歳出予算にありますように、電算システム維持管理費におきましては、本年度以降の市町村合併に対応するための被保険者に係る本広域連合独自の電算システムの改修経費でございます。

次に、4ページのほうへ移りますけれども、給付管理費でございます。

高額療養費特別支給金の支給に係る事務費ということで、支給の勸奨状の発送、郵送費等が主なものでございます。この特別支給金は、本年1月から実施されております75歳到達月の自己負担限度額の特例に関連いたしまして、平成20年4月から12月までの期間分についても遡ってこの特例を適用し、自己負担額と特例による自己負担額との差額を特別支給金として支給するものでございます。なお、この支給金そのものにつきましては、特別会計で補正予算を計上しております。

次の償還金、利子及び割引料につきましては、20年度の国庫補助金である後期高齢者医療制度事業費補助金において、実績より多い額を受け入れたことから、その超過交付額を国に返還するものでございます。これらの財源につきましては、3ページに戻りますけれども、歳入予算にありますように、国からの調整交付金及び前年度繰越金の一部を充て

るものでございます。

次に、議案第12号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)」でございます。こちらのほうは、議案書の19ページをご覧くださいと思います。

第1条でございますように、補正額といたしましては41億9,911万6,000円を増額するものでございまして、補正後の予算額は5,230億1,119万4,000円となります。

申し訳ございません、議案書の30ページ、31ページをお開きいただきたいと思ます。

歳出でございますが、第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金等の第1目、保険料還付金として4,852万4,000円、第2目、償還金といたしまして41億4,089万2,000円及び第4目、高額療養費特別支給金として970万円、合計41億9,911万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正の内容でございますけれども、こちらも議案参考資料のほうの6ページをご覧くださいと思います。

歳出予算でございますけれども、保険料還付金、これは昨年度中に被保険者に還付することができなかった保険料につきまして、これは本年度において還付する必要がありますが、その還付額が当初の予算よりも多くなったために補正を行うものでございます。

次に、7ページの償還金でございます。

市町村及び国からの20年度の療養費負担金並びに健診に係る国の20年度補助金におきまして、補助金のほうで超過交付を受けましたことから、超過分につきまして本年度返還をお願いするものでございます。高額療養費特別支給金につきましては、先ほど一般会計の中でご説明させていただきましたが、75歳到達月におけます高額療養費の差額分の一時支給金でありまして、これは新規事業として補正をお願いするものでございます。

これらの財源につきましては、5ページに戻りますけれども、歳入予算に加えます20年度の各負担金の確定に伴い、市町村、県からの療養給付費負担金過年度分、国、県からの高額医療費負担金過年度分及び国からの調整交付金、さらには前年度繰越金の一部を充てるものでございます。

説明は以上です。大変失礼いたしました。

○議長(諸隈修身)　これから質疑を行います。

議案第12号に関して、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○21番議員(加藤芳文)　21番、加藤芳文。

○議長(諸隈修身)　21番、加藤芳文議員。

○21番議員(加藤芳文)　どうも議案質疑するのは私1人のようではございますけれども、質問させていただきます。

まず、議案第12号について2点質問します。

1点目として、県内20市町及び県からの療養給付費負担金と、国及び県からの高額医療費負担金について、実績に比べ負担金受け入れが不足したとして、市町村負担金、国庫

支出金、県支出金の増額補正がなされたが、その理由を説明してください。医療給付費が当初見込みよりも増えたのか、現役並み所得者分の特定費用が見込みよりも少なかったのか。その一方で、県内41市町村及び国からの療養給付費負担金の額が実績より上回ったのはなぜですか。県内市町村の療養給付費負担金の割り当てはどのような方法で広域連合は行っていますか。

2点目として、41億4,089万2,000円の償還金が発生するが、支払基金と国への償還金の額及び市町村で最大の償還金が発生する自治体名とその額はどれほどか。償還金における利息の取り扱いとその金額はどれほどですか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 特別会計補正予算についてのお尋ねでございます。

まず、療養給付費負担金等における市町村負担金、国庫支出金、県支出金の歳入補正の理由についてでございます。

療養給付費の負担金につきましては、今般20年度の市町村等の負担金が決算上確定いたしました。この確定によりまして、20の市町におきましては、確定額が20年度に受け入れておりました負担金額よりも増加したということで、その分を本年度市町村からいただき、予算上歳入予算として受け入れると、こういうものでございまして、その理由につきましては、議員ご指摘のとおり、医療給付費実績が当初見込みよりも増えたということによるものでございます。

それから、次に、歳出予算のほうでございまして、41市町村の療養給付費負担金がございます。これも先ほど申しましたように、確定した負担金が当初の見込み額よりも下回りまして、負担金を私ども余分にいただいておりますという状況になりましたことから、本年度におきまして、その分を市町村にお返しするという予算でございます。この理由も医療給付費の実績が当初予算の見込みよりも、41の市町村については下がったと、そういうことでございます。

また、国からの療養給付費負担金については、広域連合の運営に支障が出ないようにというご配慮から国のほうから増額交付をされてございまして、実績が確定しましたことから、その超過分を国のほうにお返しするという予算でございます。

次に、県内市町村への療養費負担金の割り当て方法についてでございますけど、これにつきましては、広域連合といたしまして、20年度予算の算定に当たりまして、各市町村に対しまして、18年度の老人医療費における療養給付費の実績の4.8%増で積算をさせていただくように依頼したものでございます。こういう形で市町村の予算をお願いしたということで、決算と若干食い違いが出ていると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

償還金の支払基金及び国への支払い額でございますけれども、償還金額41億4,089万2,000円でございます。このうち、支払基金へは2億9,682万3,835円、国に対しましては29億3,404万8,523円の償還となります。また、最大の償還金が発生する自治体は名古屋市でございまして、その額は2億1,053万1,719円となっております。なお、これらの償還金には利息はかからない、制度上そういう形になっておりま

す。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 再質問させていただきますけれど、20年度の療養給付費負担金は、18年度の老人医療費における療養給付費の実績の4.8%ということですが、21年度予算における県内市町村への療養給付費負担金の割り当て方法はどうなっているんですか。

それと、償還金について、返還時期についてはいつなのか、その2点をお聞きします。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 療養給付費負担金の再度のお尋ねでございます。

21年度予算の市町村への割り当てにつきましては、20年度見込み額がございまして、これに国のほうが5.6%増で積算するという指示がございましたので、私どもも5.6%増で21年度予算はお願いいたしますということで依頼しております。

それから、償還金の返還時期でございますけれども、支払基金に対しましては、この8月中旬から下旬にかけてお支払いをする予定にしております。それから、41の市町村に対しましては、これは10月ぐらい、国への返還につきましては3月、今年度末に返還をするということで予定させていただいております。

以上でございます。

○21番議員（加藤芳文） 議長。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 1点再々質問しますけれど、療養給付費負担金を取得した市町村からの追加徴収も10月と理解してよろしいですか。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 残りの20市町は、私どもがもらうものです。これも10月に計上していく予定です。これは、各市町で9月から10月にかけて議会が開かれまして、補正予算を計上されるという関係もございまして、補正予算が成立した暁には私どもへ返していただくということで、10月ぐらいを予定させていただいております。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

まず、議案第11号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

議案第11号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

議案第12号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、認定第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」と日程第9、認定第2号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 認定第1号及び第2号の2件につきましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、認定第1号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

申し訳ございません、議案書の36ページ、37ページをご覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、予算現額60億9,036万4,000円になります。対しまして、調定額、収入済み額とも55億5,380万9,541円で、不納欠損、収入未済はいずれもございませんでした。

次に、38ページ、39ページでございます。

歳出につきましては、予算現額60億9,036万4,000円に対しまして、支出済み額は53億6,531万7,944円、不用額7億2,504万6,056円でございます。歳入歳出差し引き残額は、38ページの下のほうに書いてございます1億8,849万1,597円でございます。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細につきましては、決算附属書のほうの4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入の第1款、分担金及び負担金は、収入済み額12億1,450万円でございますが、これは広域連合構成市町村からの事務費負担金でございます。

第2款、国庫支出金でございます。収入済み額29億9,081万2,492円でございますけれども、内訳は備考欄のほうに記載のとおりで、主なものは高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金28億6,775万5,979円でありました。

第3款、県支出金でございます。収入済み額4,520万300円。

第4款、財産収入は350万6,157円でした。

第5款、寄附金はありませんでした。

以上でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第6款、繰入金は、収入済み額11億3,248万688円でございますが、これは後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金でございます。

第7款、繰越金は、前年度繰越金で収入済み額1億6,593万6,599円でございます。

第8款、諸収入は137万3,305円ございました。

次に、歳出でございますけれども、8ページ、9ページになります。

第1款、議会費は、支出済み額187万2,021円で、予算に対しまして55.01%の執行率であります。支出額の主なものは、議会開催3回分の報酬99万9,000円、議会会場借り上げ料65万5,724円でございます。

第2款、総務費でございます。支出済み額は8億1,873万5,622円で、予算に対して90.65%の執行率であります。支出額の主なものでございます、9ページの一番下になりますけれども、第13節、委託料の3億9,444万2,781円及び11ページの下の方になります第19節、負担金、補助及び交付金の3億6,383万4,986円でございます。この委託料の主なものといたしましては、電算システムの運営保守委託料1億9,276万9,500円、電算システム改修委託料で1億6,760万8,350円、負担金、補助及び交付金では、市町村からの派遣職員の人件費分等でございます。

次に、12ページの第3款、民生費でございます。支出済み額は45億4,471万301円で、予算に対しまして87.69%の執行率でございます。支出額の主なものは、13ページの一冊下になりますけれども、第13節、委託料の4億5,253万3,255円、これの主なものは、国民健康保険団体連合会への事務委託料が3億1,198万4,572円、印刷等業務委託料が1億750万6,336円となっております。

それと、15ページの中ほどに第25節、積立金がございます。これは、後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立金で28億7,126万2,136円、第28節、繰出金11億3,528万662円がございます。これの主なものは、激変緩和措置の繰出金の10億4,429万5,649円などでございます。

第4款、公債費及び第5款、予備費の執行はございませんでした。

続きまして、認定第2号「特別会計の歳入歳出決算の認定」でございます。

議案書の44ページ、45ページになるかと思えます。よろしく申し上げます。

歳入につきましては、予算現額4,575億200万円に対しまして、調定額4,548億4,394万7,000円、収入済み額4,548億4,382万5,278円ということで、不納欠損はございません。収入未済が12万1,722円出ております。ただ、これも現時点では5万1,781円に減っております、引き続き収入未済の解消に努めているところでございます。

46ページ、47ページでございます。

歳出につきましては、予算現額4,575億200万に対しまして、支出済み額4,468億3,418万6,307円で、不用額は106億6,781万3,693円ございました。歳入歳出差し引き残額は、46ページの一冊下を書いてございますように、80億963万8,971円でございます。

これらの特別会計の歳入歳出決算別事項につきましては附属書のほうになります。附属書のほうの18ページと19ページの部分をご覧いただきたいと思えます。

歳入の第1款、市町村支出金は、収入済み額871億7,495万5,342円ございまして、これは備考欄に記載されておりますように、広域連合構成市町村等からの保険料

や療養給付費の負担金等でございます。

第2款、国庫支出金でございます。収入済み額1,342億3,317万8,547円でございます。主な内訳といたしまして、備考欄に記載のとおり、療養給付費の負担金が1,033億6,806万6,502円、それから高額医療費負担金として11億3,537万746円、調整交付金278億2,500万1,000円などでございます。

第3款、県支出金についてでございます。収入済み額は342億1,660万1,176円で、これは主に県からの療養給付費負担金でございます。

次に、20ページでございます。

第4款、支払基金交付金は、収入済み額1,978億8,621万2,000円。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、この収入済み額が3,384万5,041円。

第6款の寄附金はございませんでした。

第7款、繰入金でございます。収入済み額11億3,528万662円でございますけれども、これは主に激変緩和措置繰入金でございます。

次に、22ページの第8款、諸収入は、1億6,375万2,510円ございました。これが歳入でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、次の24、25ページになろうかと思えます。

第1款、保険給付費でございます。支出済み額4,456億187万2,021円で、予算に対しまして98.63%の執行率でございます。支出の主なもの、備考欄記載のとおり、療養給付費で4,242億2,987万8,037円、訪問看護療養費14億6,908万6,267円、高額療養費170億9,097万1,890円、葬祭費15億2,820万円というような内容でございます。

26ページをご覧いただきたいと思えます。

第2款、県財政安定化基金拠出金でございます。支出済み額4億363万8,000円でございます。予算に対して92.94%の執行率でございます。

第3款、特別高額医療費共同事業拠出金でございますけれども、国民健康保険中央会が運営する共同事業への拠出金で、支出済み額は3,318万9,543円でございます。執行率は54.45%でございます。

第4款、保健事業費でございます。これは、構成市町村への健康診査事業の委託料でございます。支出済み額7億1,443万5,477円、予算に対しまして31.26%の執行率になっております。

第5款、公債費はございませんでした。

それから、6款の諸支出金の支出済み額は19万1,200円で、予算に対して12.74%の執行率でございます。

28ページの第7款、予備費の執行はございませんでした。

これらの決算につきましては、去る7月22日に監査委員によります決算審査を得ましたことから、議会の承認をお願いするものでございまして、あわせて一般会計歳入歳出決算審査意見書と、それから主要施策報告書を資料としてお手元に配付させていただいております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（諸隈修身） これより質疑を行います。

認定第1号及び認定第2号に関して、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤芳文。

○議長（諸隈修身） 21番、加藤芳文議員

○21番議員（加藤芳文） それでは、認定1号と2号について、続けて質疑をします。

まず、認定第1号については5項目について。まず、1点目として、後期高齢者医療制度の臨時特例基金への繰り入れが5億2,979万円減少とある訳ですが、その理由を説明してください。

2点目として、総務費の派遣職員人件費負担金で3,985万3,000円、印刷製本費で2,405万4,000円のかなり高額となる訳ですが、不用額が出ていますが、その理由を説明してください。また、一般管理費で報酬90万円が全額執行されていない訳ですが、その理由は何か、何を目的とした予算であったか。標準システム改修事業分担金1,491万4,000円のその支出先と総事業費、愛知県の広域連合の負担割合はどのようにあるか説明してください。

3点目として、主要施策報告書に資格の適正化を図るため、被用者保険との重複加入のある被保険者について、被用者保険の保険者等に文書照会を行うなどして重複加入の是正を実施したとありますが、その件数と実態、対象者への内容はどのように行ったのか。

4点目、市町村の決算議会に提出される実績並びに主要施策報告書には、主要工事实績表、主要土地取得実績表、主要委託業務実績表が掲載され、例えば、委託業務であれば委託業務名、委託金額、委託業者名、概要等が記載されている訳です。しかし、愛知県の広域連合が提出する主要施策報告書においては、これら実績表が掲載されていません。行政の透明性と公平性を確保するためにもこれら実績表を掲載すべきではないですか。

5点目として、平成20年度広域連合一般会計における金額で上位10件の委託業務について、業務名、委託金額、委託業者名、概要及び随意契約、競争入札契約方法について説明を求めます。

次に、認定第2号について3点質問します。

1点目、平成20年度広域連合特別会計における委託契約は、一般会計とは異なり、市町村への健康診査事業に関わる1件と聞きますが、その契約方法等を説明してください。

2点目、市町村別の保険料徴収率はまだ確定していないということですが、今後どのような形で広域連合は公表する考えですか。

3点目、健康診査事業について、国からの当初予定交付金額は幾らなのか。受診率は20.21%であったことによる国への返還額はどのくらいですか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 20年度の一般会計決算についてのお尋ねでございます。

まず、1点目の後期高齢者医療制度臨時特例基金の繰り入れはなぜ下がったのかということでございます。これは、主に被用者保険の被扶養者だった方が保険料を軽減することによって、激変緩和措置の経費でございまして、これが減をいたしました。これは、当初の対象者数を10万人と見込んでおりましたものがおおむね8万人ということに、2万人

ほど対象者が減ったことから、その軽減に要する財源であります基金からの繰入金が必要なくなった、こういうことで繰入金が減収したということでございます。

次に、総務費の不用額の理由についてでございます。初めに、派遣職員人件費の負担金でございます。これは、20年度、市町村から広域連合事務局に新たに派遣された職員が年齢の低い職員が多かったということで、19年度と比較して職員1人当たりの人件費が885万円から756万円に平均人件費が減ったということで、全体の派遣職員の人件費の負担金が減ったというものでございます。

それから、印刷製本費の不用額についてでございますけれども、当初予算につきましてはパンフレットの作成等を、この経費は印刷製本費で予算措置をしておりましたけれども、ご案内のように、後期高齢者医療制度のたび重なる見直しがございます、これに伴う広報が必要ということで、国から広報等の財源として新たに交付金が措置されております。このため、新たにデザイン料を含めましたポスター、リーフレットの作成だとか、これらを医療機関へお送りする配送事務、こういうものをすべて委託料で予算措置をいたしましたので、印刷製本費がその分執行残として残ったものでございます。

次に、一般管理費の報酬90万円の全額が執行残になっていたということでございます。これは、情報公開、個人情報保護審査会というものを私どもは設けておりますけれども、この審査会の委員にお支払いする報酬として予算を計上いたしましたが、20年度は、この審査会で審査を行う事例が上がってこずに開催しませんでしたので、全額報償費は執行残となったというものでございます。

次に、標準システム改修費負担金の支出先についてでございますが、この経費は、社団法人国民健康保険中央会、これは全国組織でございますけれども、この中央会が開発した全国システムであります標準システムに係る改修経費でございます、国民健康保険中央会の求めに応じまして、全国の広域連合が分担金として支出したものでございまして、全体の総事業費が7億円余でございます。これを全都道府県均一に割り戻した金額といたしまして1,491万4,000円が出て参りまして、これは、各広域連合、私どもを含めて地域広域連合が支払った分担金となっております。なお、この分担金につきましては、全額国から補助金として支出されておりますので、私どもはこれを受け取っております。

それから、続きまして、主要施策報告書に記載されております資格の適正化に関するお尋ねでございます。これは、65歳から74歳の方で老人保健の障害認定を受けていた方が、75歳にならなくても後期高齢者医療制度の被保険者になれるという制度がございます。この場合に被用者保険に入っていた方は、そちらの被用者保険のほうの資格の喪失手続を行わないと、後期高齢者と被用者保険とのダブルの保険料が徴収されるというケースがございます。こういったところがございますので、後期高齢者医療制度と被用者保険との両方の資格を持っていないかどうかの確認が必要となりましたことから、市町村から提供されました老人保健の障害認定者で被用者保険等の被保険者であった方2,348人に対しまして照会をかけたところ、233人の方が両方の被保険者になってみえるということが分かりましたので、その適正化のために事業を行ったものでございます。

この233人に対しまして被用者保険等の資格喪失の手続をしていただくよう各保険者のほうに通知などをしてその解消に努めた結果、年度末時点で184名については是正ができました。残り49名につきましては、どうもまだ手続の完了が確認できていない状況